【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第104期中 （自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	戸田建設株式会社
【英訳名】	TODA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　大　谷　清　介
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目７番１号
【電話番号】	03-3535-1357
【事務連絡者氏名】	企画ＩＲ部長　　芝　　慶　幸
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目７番１号
【電話番号】	03-3535-1357
【事務連絡者氏名】	企画ＩＲ部長　　芝　　慶　幸
【縦覧に供する場所】	戸田建設株式会社　千葉支店 （千葉市中央区本千葉町15番１号） 戸田建設株式会社　関東支店 （さいたま市浦和区高砂二丁目６番５号） 戸田建設株式会社　横浜支店 （横浜市西区みなとみらい四丁目４番２号） 戸田建設株式会社　大阪支店 （大阪市北区堂島浜一丁目１番27号） 戸田建設株式会社　名古屋支店 （名古屋市中区栄四丁目１番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第103期 中間連結会計期間	第104期 中間連結会計期間	第103期
会計期間		（自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	（自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）	（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
売上高	（百万円）	288,901	336,571	645,737
経常利益	（百万円）	15,332	22,848	43,984
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益	（百万円）	12,770	24,152	36,981
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	21,102	71,239	65,788
純資産額	（百万円）	369,984	463,119	403,161
総資産額	（百万円）	950,407	1,117,174	998,399
１株当たり 中間（当期）純利益	（円）	42.55	81.56	123.34
潜在株式調整後１株当たり 中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	37.8	40.4	39.1
営業活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△12,957	△52,027	62,460
投資活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△2,246	4,090	△20,504
財務活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△7,262	23,644	△43,806
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	（百万円）	62,620	60,426	84,629

(注) １ 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２ 潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における国内景気は、雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調にある一方、中東情勢や自然災害、金融資本市場の変動による不確実性が残る状況で推移いたしました。

建設業界においては、官公庁工事の受注が堅調に推移したものの、民間工事の受注が減少し、全体として前年同中間期を下回って推移いたしました。また、建設資材価格や労務費は高水準で推移しており、今後の動向を注視していく必要があります。

当社グループにおいては、2025年５月に「中期経営計画2027」を公表し、営業・作業所における提供価値を高める「タテ展開」と、建設事業と戦略事業の連携を深める「ヨコ展開」を推進することで、高収益化を目指していきます。また、重点管理事業として、ＳＥＣＣ事業（スマート・エネルギー・コンプレックスシティ）、環境・エネルギー事業（洋上風力発電事業）及び海外事業を掲げ、これらの事業へ成長投資を行い事業基盤を一層強固なものとしてまいります。なお、成長投資を推進する一方でＲＯＥ（自己資本利益率）10%以上を中長期的に確保するため、ＲＯＩＣ（投下資本利益率）５%以上を目標として設定するなど投資プロセスの強化にも取り組んでおります。

このような状況の中、当中間連結会計期間における当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高については、手持ち工事の進捗に伴い建築事業及び土木事業の売上高が増加し、3,365億円と前年同中間期比16.5%の増加となりました。

営業損益については、主に建築事業の売上総利益が増加したことにより、売上総利益は444億円と前年同中間期比14.8%の増加となりました。また、販売費及び一般管理費が251億円と前年同中間期比2.4%減少し、営業利益は192億円と前年同中間期比49.2%の増加となりました。

経常損益については、保有する投資有価証券の受取配当金などを営業外収益に計上し、228億円と前年同中間期比49.0%の増加となりました。

親会社株主に帰属する中間純利益については、政策保有株式の売却を進めたことによる投資有価証券売却益の計上により、241億円と前年同中間期比89.1%の増加となりました。

セグメント別における業績は以下のとおりであり、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めております。

(建築)

売上高は2,110億円（前年同中間期比31.5%増）となり、セグメント利益（営業利益）は193億円（前年同中間期比56.8%増）となりました。

当社個別の受注高については、国内官公庁工事が前年同中間期比110.5%、国内民間工事が前年同中間期比11.3%増加したことにより、2,085億円と前年同中間期比32.2%の増加となりました。

(土木)

売上高は688億円（前年同中間期比19.5%増）となり、セグメント利益（営業利益）は16億円（前年同中間期は60百万円のセグメント損失）となりました。

当社個別の受注高については、国内官公庁工事が前年同中間期比18.4%増加しましたが、国内民間工事が前年同中間期比47.2%減少したことにより、593億円と前年同中間期比19.5%の減少となりました。

(国内投資開発)

売上高は63億円（前年同中間期比66.7%減）となり、セグメント損失（営業損失）は３億円（前年同中間期は17億円のセグメント利益）となりました。

(国内グループ会社)

売上高は281億円（前年同中間期比1.7%増）となり、セグメント利益（営業利益）は10億円（前年同中間期比59.7%増）となりました。

(海外グループ会社)

売上高は274億円（前年同中間期比10.8%減）となり、セグメント損失（営業損失）は１億円（前年同中間期は２億円のセグメント利益）となりました。

(環境・エネルギー)

売上高は23億円（前年同中間期比182.0%増）となり、セグメント損失（営業損失）は11億円（前年同中間期は８億円のセグメント損失）となりました。

資産、負債及び純資産の状況は、以下のとおりであります。

(資産の部)

当中間連結会計期間末の資産合計については、現金預金が79億円、有価証券が158億円減少しましたが、受取手形・完成工事未収入金等が449億円、販売用不動産が172億円、土地が56億円、建設仮勘定が30億円、投資有価証券が643億円増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して1,187億円増加の1兆1,171億円（11.9%増）となりました。

(負債の部)

当中間連結会計期間末の負債合計については、短期借入金が108億円、1年内償還予定の社債が100億円減少しましたが、コマーシャル・ペーパーが550億円、未払法人税等が67億円、工事損失引当金が21億円、その他有価証券評価差額金の増加に伴う繰延税金負債が207億円増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して588億円増加の6,540億円（9.9%増）となりました。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末の純資産合計については、配当金の支払113億円を計上しましたが、保有する投資有価証券の時価上昇に伴うその他有価証券評価差額金が462億円、親会社株主に帰属する中間純利益241億円を計上したことなどにより、前連結会計年度末と比較して599億円増加の4,631億円（14.9%増）となり、自己資本比率は40.4%となりました。

キャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して242億円減少し、604億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、520億円の資金減少（前年同中間連結会計期間は129億円の資金減少）となりました。税金等調整前中間純利益369億円、減価償却費の増加により54億円の資金が増加しましたが、売上債権の増加により453億円、未成工事支出金の増加により19億円、販売用不動産の増加により173億円、未成工事受入金の減少により67億円、法人税等の支払により82億円の資金が減少したことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、40億円の資金増加（前年同中間連結会計期間は22億円の資金減少）となりました。有形固定資産の取得により131億円、投資有価証券の取得により16億円の資金が減少しましたが、投資有価証券の売却及び償還により184億円の資金が増加したことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、236億円の資金増加（前年同中間連結会計期間は72億円の資金減少）となりました。短期借入金の減少により90億円、社債の償還により100億円、配当金の支払により113億円の資金が減少しましたが、コマーシャル・ペーパーの増加により550億円の資金が増加したことが主な要因です。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更並びに新たに生じた課題はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当中間連結会計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであり、重要な変更はありません。

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが永年に亘って培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値又は株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置（以下「対抗措置」という。）を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針とします。

また、大規模買付ルールは株主が大規模買付等に応じるか否かを判断するための情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主が代替案の提示を受ける機会を確保すること等を目的としております。現在は金融商品取引法により、買収時における情報提供と検討期間の確保を可能とする一定の規制が設けられておりますが、公開買付開始前における情報提供と検討時間を確保することが必要な場合や、大規模買付等の態様や当社の株主総会における議決権行使割合によっては、金融商品取引法の規制が有効に機能しない大規模買付等が会社支配権に一定の影響を及ぼし得る場合も考えられます。市場内での買集め行為には適用がなされないなど、必ずしも有効に機能しない場合も考えられます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、十分な時間の確保は、株主のために企業価値向上に関する買付者等との建設的な対話を行う上でも有効なものになると考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

ア 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は1881年の創業以来、常にお客様に満足していただけるものづくりに励み、信用と品質を重視し、堅実経営に徹し、企業活動を通じて社会の発展に貢献することを企業理念として貫いてまいりました。

また、当社グループは、2015年に、社会における当社グループの存在価値と目指す姿を表すものとして制定した「グローバルビジョン」を含めた理念体系を整備しました。戸田建設グループ グローバルビジョン「“喜び”を実現する企業グループ」には、お客様、社員、協力会社、ひいては社会全体の“喜び”をつくり出し、それを自信と誇りに変えて成長を続けていく企業でありたい、という想いが込められております。このビジョンを当社グループ全体で共有し、継続進化を実現することで、当社グループの存在価値を高め、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

2021年、当社グループは10年後の目指すべき姿を示す「未来ビジョンCX150」を策定しました。情報や機能のこれまでにない組合せを実現し、新たな価値を創造する「価値のゲートキーパー」として、Smart Innovation領域、環境・エネルギー領域、ビジネス＆ライフサポート領域、都市・社会インフラ領域の事業展開によって協創社会の実現に貢献することを目指し、グループを挙げて取り組んでおります。

イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2026年６月26日開催の当社第103回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」という。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付等を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本対応方針を継続しております。

本対応方針は、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本対応方針の概要は次のとおりであります。

(ア) 本対応方針に係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本対応方針は以下の(a)乃至(c)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。かかる行為を、以下「大規模買付等」という。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」という。）は、予め本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る。）

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等においては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応方針に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」という。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

c 情報の提供

上記bの「意向表明書」を提出いただいた場合には、買付者等においては、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として設定し、速やかに開示します。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(a)(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家に開示します。また、延長の期間は最大30日間とします。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)又は(b)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示します。

(a) 買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止又は発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

(b) 買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本対応方針に規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

本(b)に基づいて、独立委員会が例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合には、当該勧告には、対抗措置の発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことを必須とします。これは、対抗措置の発動は、会社を支配する者の変動に関わるものであることから、独立委員会での判断を経た上で、最終的には株主の合理的な意思に依拠すべきである（株主意思の原則）との考えによるものです。

f 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を発動すること又は発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものとします。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応方針に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(イ) 本対応方針における対抗措置の具体的内容

当社が上記(ア)fに記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととします。

(ウ) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、2026年６月26日開催の第103回定時株主総会終結の時から2029年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了時点において、現に大規模買付等を行っている者又は当該行為を企図する者であって、当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において当社提案に基づき本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応方針を修正し、又は変更する場合があります。

③ 上記②の取り組みが、上記①の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、①の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記②イの取り組みについても上記①の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ア 「買収防衛策に関する指針」等の要件を全て充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

また、経済産業省が2023年８月31日に発表した「企業買収における行動指針」にも準拠しております。

イ 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

ウ 事前の開示及び株主意思を重視するものであること

当社は、株主・投資家の皆様及び買付者等の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

本対応方針は、2026年６月26日に開催された第103回定時株主総会において、その継続について承認可決を受けております。本対応方針の有効期間は2029年６月開催予定の定時株主総会終結の時までであり、また、その有効期間満了前に開催される当社株主総会において当社提案に基づき変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従って、本対応方針の存続には、株主のご意思が十分反映される仕組みとなっております。加えて、買付者等が本対応方針に定める手続きを遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主意思確認総会を開催するものとしております。

エ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役が過半数を占める構成となっている上、本対応方針においては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応方針の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

オ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記②イ(ア)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

カ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記②イ(ウ)に記載のとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(6) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は17億円であります。

なお、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	759,000,000
計	759,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （2026年９月30日）	提出日現在 発行数（株） （2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	318,005,696	318,005,696	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	318,005,696	318,005,696	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
2026年９月30日	―	318,005,696	―	23,001	―	25,573

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
大一殖産株式会社	東京都中央区八丁堀３丁目２８番１４号	42,923	14.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号	35,710	11.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	9,843	3.28
一般社団法人アリー	東京都渋谷区	8,977	2.99
戸田　博子	東京都世田谷区	6,611	2.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON MASSACHUSETTS （東京都港区港南２丁目１５－１）	6,058	2.02
戸田建設自社株投資会	東京都中央区京橋１丁目７番１号	6,053	2.02
戸田建設取引先持株会	東京都中央区京橋１丁目７番１号	5,720	1.91
株式会社ヤクルト本社	東京都港区海岸１丁目１０－３０	4,955	1.65
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 カストディ業務部）	31, Z.A. BOURMICHT, L-8070, BERTRANGE, LUXEMBOURG （東京都新宿区新宿６丁目２７番３０号）	4,923	1.64
計	―	131,779	42.32

（注）１　上記のほか、当社所有の自己株式18,217千株（役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が所有する株式を含めていない）があります。
２　上記の所有株式数のうち日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行については、信託業務に係る株式数を把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 18,217,700	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 299,610,400	2,996,104	－
単元未満株式	普通株式 177,596	－	－
発行済株式総数	318,005,696	－	－
総株主の議決権	－	2,996,104	－

（注）１ 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式40株、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する株式25株及び株式付与ＥＳＯＰ信託が所有する株式42株が含まれております。

２ 「完全議決権株式（その他）」には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する株式2,934,400株（議決権29,344個）及び株式付与ＥＳＯＰ信託が所有する株式243,100株（議決権2,431個）が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 戸田建設株式会社	東京都中央区京橋１－７－１	18,217,700	－	18,217,700	5.73
計	－	18,217,700	－	18,217,700	5.73

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１ 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、ふじみ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	66,687	58,710
受取手形・完成工事未収入金等	268,045	313,015
有価証券	19,866	4,000
販売用不動産	46,792	64,017
未成工事支出金	24,422	26,336
その他の棚卸資産	14,298	8,071
その他	42,045	51,803
貸倒引当金	△2,807	△2,634
流動資産合計	479,351	523,321
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	116,216	119,974
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	48,651	47,107
土地	88,150	93,846
リース資産（純額）	835	877
建設仮勘定	8,303	11,361
有形固定資産合計	262,157	273,167
無形固定資産		
のれん	1,032	884
その他	10,898	10,640
無形固定資産合計	11,930	11,524
投資その他の資産		
投資有価証券	220,780	285,156
長期貸付金	8,861	8,745
退職給付に係る資産	9,671	9,374
繰延税金資産	856	1,029
その他	5,155	5,216
貸倒引当金	△365	△360
投資その他の資産合計	244,960	309,160
固定資産合計	519,047	593,852
資産合計	998,399	1,117,174

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	104,298	103,197
短期借入金	52,839	42,016
コマーシャル・ペーパー	―	55,000
1年内償還予定の社債	10,050	―
未払法人税等	6,149	12,913
未成工事受入金	70,188	63,314
賞与引当金	10,234	7,062
完成工事補償引当金	6,517	6,868
工事損失引当金	2,981	5,180
預り金	64,672	72,400
その他	23,772	19,635
流動負債合計	351,704	387,589
固定負債		
社債	53,000	53,000
長期借入金	113,702	115,074
繰延税金負債	36,766	57,550
再評価に係る繰延税金負債	4,857	4,840
役員退職慰労引当金	123	122
役員株式給付引当金	1,281	1,108
関係会社整理損失引当金	13	11
退職給付に係る負債	21,170	21,601
資産除去債務	4,237	4,032
その他	8,379	9,122
固定負債合計	243,533	266,464
負債合計	595,237	654,054
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,001	23,001
資本剰余金	26,773	26,773
利益剰余金	243,469	256,176
自己株式	△19,814	△19,354
株主資本合計	273,430	286,596
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	97,375	143,607
繰延ヘッジ損益	776	745
土地再評価差額金	7,760	7,723
為替換算調整勘定	5,279	6,762
退職給付に係る調整累計額	6,195	5,463
その他の包括利益累計額合計	117,388	164,302
非支配株主持分	12,343	12,220
純資産合計	403,161	463,119
負債純資産合計	998,399	1,117,174

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高		
完成工事高	261,447	321,364
投資開発事業等売上高	27,453	15,207
売上高合計	288,901	336,571
売上原価		
完成工事原価	226,631	278,119
投資開発事業等売上原価	23,564	14,017
売上原価合計	250,195	292,136
売上総利益		
完成工事総利益	34,816	43,244
投資開発事業等総利益	3,888	1,189
売上総利益合計	38,705	44,434
販売費及び一般管理費	※1　25,770	※1　25,140
営業利益	12,935	19,293
営業外収益		
受取利息	637	619
受取配当金	2,400	2,682
為替差益	383	1,304
その他	496	634
営業外収益合計	3,919	5,240
営業外費用		
支払利息	1,283	1,460
支払手数料	69	66
その他	169	158
営業外費用合計	1,522	1,686
経常利益	15,332	22,848
特別利益		
投資有価証券売却益	5,313	14,163
その他	121	14
特別利益合計	5,435	14,177
特別損失		
固定資産廃棄損	125	18
その他	19	37
特別損失合計	145	55
税金等調整前中間純利益	20,621	36,970
法人税等	7,418	12,579
中間純利益	13,203	24,391
非支配株主に帰属する中間純利益	432	238
親会社株主に帰属する中間純利益	12,770	24,152

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	13,203	24,391
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11,499	46,231
繰延ヘッジ損益	159	△85
為替換算調整勘定	△3,389	1,374
退職給付に係る調整額	△335	△726
持分法適用会社に対する持分相当額	△34	54
その他の包括利益合計	7,899	46,848
中間包括利益	21,102	71,239
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	21,265	71,104
非支配株主に係る中間包括利益	△162	135

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	20,621	36,970
減価償却費	4,984	5,490
のれん償却額	400	163
貸倒引当金の増減額（△は減少）	78	△154
関係会社整理損失引当金の増減額（△は減少）	△2	△1
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	326	29
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△110	△361
その他の引当金の増減額（△は減少）	△2,157	△836
有価証券及び投資有価証券売却損益（△は益）	△5,313	△14,163
有形固定資産売却損益（△は益）	0	△1
固定資産廃棄損	125	18
持分法による投資損益（△は益）	111	109
受取利息及び受取配当金	△3,038	△3,301
支払利息	1,283	1,460
売上債権の増減額（△は増加）	△20,851	△45,317
未成工事支出金の増減額（△は増加）	△11,774	△1,950
販売用不動産の増減額（△は増加）	9,859	△17,330
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△15,407	△4,736
仕入債務の増減額（△は減少）	△10,572	△920
未成工事受入金の増減額（△は減少）	22,150	△6,722
その他の流動負債の増減額（△は減少）	5,001	3,806
その他	△675	2,235
小計	△4,960	△45,514
利息及び配当金の受取額	2,980	3,253
利息の支払額	△1,265	△1,495
法人税等の支払額	△9,711	△8,271
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,957	△52,027

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1	△744
定期預金の払戻による収入	1,716	7
有価証券の売却及び償還による収入	500	865
有形固定資産の取得による支出	△7,043	△13,155
有形固定資産の売却による収入	56	20
有形固定資産の除却による支出	△103	△3
無形固定資産の取得による支出	△565	△582
投資有価証券の取得による支出	△2,213	△1,669
投資有価証券の売却及び償還による収入	7,282	18,413
貸付けによる支出	△1,959	△3
貸付金の回収による収入	121	1,061
敷金及び保証金の差入による支出	△17	△137
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	52	―
その他	△70	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,246	4,090
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△23,558	△9,053
コマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少）	35,000	55,000
長期借入れによる収入	2,235	2,950
長期借入金の返済による支出	△5,896	△3,441
社債の償還による支出	△10,165	△10,050
配当金の支払額	△4,689	△11,387
非支配株主への配当金の支払額	△107	△254
自己株式の取得による支出	△0	△0
その他	△79	△117
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,262	23,644
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,043	89
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△23,510	△24,203
現金及び現金同等物の期首残高	86,131	84,629
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　62,620	※1　60,426

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
税金費用の計算	税金費用の算定については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて算定しております。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

１　取引の概要

当社は、2016年５月13日開催の取締役会及び同年６月29日開催の第93回定時株主総会の決議に基づき、当社取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下あわせて「取締役等」という。）を対象に、中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、業績連動型株式付与制度である「役員報酬ＢＩＰ信託」（以下「ＢＩＰ信託」という。）及び「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下「ＥＳＯＰ信託」といい、ＢＩＰ信託とあわせて「本制度」という。）を導入しております。

本制度は取締役等に対するインセンティブプランであり、本制度により取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて当社取締役等に交付するものであります。2022年６月29日開催の第99回定時株主総会では、株式報酬の割合の拡大などの改定が決議され、社外取締役も非業績連動に対する株式報酬の対象になっております。

また、2025年６月26日開催の第102回定時株主総会において本制度について、業績達成条件の内容などの改定や信託期間の延長が決議され、上記決議を受けて、2025年８月８日開催の取締役会決議に基づき、信託金を追加拠出し、当社株式を取得しております。

２　信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末におけるＢＩＰ信託が2,618百万円及び3,353,565株、ＥＳＯＰ信託が204百万円及び281,192株であり、当中間連結会計期間末におけるＢＩＰ信託が2,291百万円及び2,934,425株、ＥＳＯＰ信託が177百万円及び243,142株であります。

（自己株式の取得に関する事項）

当社は、前連結会計年度の2026年２月13日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議し、2026年３月26日に取得が完了しています。なお、自己株式の取得には一括取得型自己株式取得（ＡＳＲ）（以下「本手法」といいます。）を用いております。本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

1　本手法の概要

当社はまず、2026年３月26日にToSTNeT-3により１株当たり1,505円で、4,651,100株、70億円に相当する自己株式を取得しました。本自己株式取得にあたっては、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券が借株をしたうえで売付注文をしております。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少します。

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券による本自己株式取得における売付注文の約定の後、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定です（以下「ショートカバー取引」といいます。）。

次に、本自己株式取得においてモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券から取得した株式については、当社による実質的な取得単価が、本自己株式取得以降の一定期間の各取引日の当社株式の普通取引の売買高加重平均価格（ＶＷＡＰ）の算術平均値に101.4%を乗じた価格に、一定の調整を加えた価格である平均株価と同じになるように、別途、本ＡＳＲ取引において当社が発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の割当先であるモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券（以下「割当先」ということがあります。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。

なお、2026年９月16日付でモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券により新株予約権が行使されました。平均株価が1,505円よりも高いため、本新株予約権の行使により、「本自己株式取得において割当先が売却した当社普通株式の数」（以下「基準株式数」といいます。）から「本自己株式取得において割当先が売却した当社普通株式の売却金額（以下「基準金額」といいます。）を平均株価で除して得られる株式数」を控除して算出される数の当社普通株式を割当先に交付しております。

2　会計処理の概要

2026年３月26日にToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により純資産の部に「自己株式」として計上しております。また、新株予約権の行使により交付した自己株式については、①交付した自己株式の帳簿価額を純資産の部の「自己株式」から減額、②新株予約権の行使により払い込みを受けた金銭の額から、①の交付した自己株式の帳簿価額を控除した額を「その他資本剰余金」として純資産の部に計上しています。なお、本手法により取得した当社株式については、１株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当中間連結会計期間において、本新株予約権が行使され自己株式113,500株を割当先に交付したことに伴い自己株式105百万円が減少し、払い込まれた金額１円を差し引いた金額が自己株式処分差損（その他資本剰余金）として計上されています。なお、当中間連結会計期間末において、その他資本剰余金の残高が負の値であったため、当該負の値を繰越利益剰余金から減額しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1　偶発債務

保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
さくらの里メガパワー合同会社	105百万円	96百万円

2　貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金調達の機動性の確保及び調達手段の多様化に対応するため、貸出コミットメント契約を締結しております。

中間連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
契約極度額	30,000百万円	30,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	30,000百万円	30,000百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
従業員給料手当	8,741百万円	9,149百万円
賞与引当金繰入額	2,236百万円	2,240百万円
退職給付費用	346百万円	204百万円
役員株式給付引当金繰入額	354百万円	181百万円

2　「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用

当社グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年３月22日）第７項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金預金勘定	59,669百万円	58,710百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△48百万円	△784百万円
有価証券（譲渡性預金）	3,000百万円	2,500百万円
現金及び現金同等物	62,620百万円	60,426百万円

(株主資本等関係)

Ⅰ前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月26日定時株主総会	普通株式	4,689	15.50	2025年３月31日	2025年６月27日	利益剰余金

(注)　2025年６月26日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が所有する当社株式に対する配当金38百万円が含まれております。

２　基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月13日取締役会	普通株式	6,076	20.00	2025年９月30日	2025年12月９日	利益剰余金

(注)　2025年11月13日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が所有する当社株式に対する配当金72百万円が含まれております。

Ⅱ当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月26日定時株主総会	普通株式	11,387	38.00	2026年３月31日	2026年６月29日	利益剰余金

(注)　2026年６月26日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が所有する当社株式に対する配当金138百万円が含まれております。

２　基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月13日取締役会	普通株式	8,993	30.00	2026年９月30日	2026年12月９日	利益剰余金

(注)　2026年11月13日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が所有する当社株式に対する配当金95百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額（注１）	中間連結損益計算書計上額（注２）
	建築	土木	国内投資開発	国内グループ会社	海外グループ会社	環境・エネルギー	合計		
売上高									
外部顧客への売上高	160,013	53,327	18,135	25,828	30,757	839	288,901	―	288,901
セグメント間の内部売上高又は振替高	530	4,286	1,067	1,887	―	―	7,771	△7,771	―
計	160,543	57,614	19,202	27,715	30,757	839	296,673	△7,771	288,901
セグメント利益又は損失（△）	12,326	△60	1,784	675	259	△887	14,097	△1,162	12,935

(注) １　「セグメント利益又は損失」の調整額△1,162百万円は、セグメント間取引消去であります。
　　２　「セグメント利益又は損失」は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額（注１）	中間連結損益計算書計上額（注２）
	建築	土木	国内投資開発	国内グループ会社	海外グループ会社	環境・エネルギー	合計		
売上高									
外部顧客への売上高	209,287	68,297	5,313	23,871	27,434	2,365	336,571	―	336,571
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,750	571	1,073	4,302	―	―	7,698	△7,698	―
計	211,038	68,869	6,387	28,173	27,434	2,365	344,269	△7,698	336,571
セグメント利益又は損失（△）	19,328	1,615	△384	1,078	△116	△1,113	20,407	△1,113	19,293

(注) １　「セグメント利益又は損失」の調整額△1,113百万円は、セグメント間取引消去であります。
　　２　「セグメント利益又は損失」は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						合計
	建築	土木	国内投資開発	国内グループ会社	海外グループ会社	環境・エネルギー	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	152,267	53,045	－	16,754	27,003	－	249,070
一時点で移転される財又はサービス	7,739	282	14,800	8,521	2,181	839	34,362
顧客との契約から生じる収益	160,006	53,327	14,800	25,275	29,185	839	283,433
その他の収益	7	－	3,335	552	1,572	－	5,467
外部顧客への売上高	160,013	53,327	18,135	25,828	30,757	839	288,901

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						合計
	建築	土木	国内投資開発	国内グループ会社	海外グループ会社	環境・エネルギー	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	201,578	67,684	－	15,279	24,718	－	309,261
一時点で移転される財又はサービス	7,700	612	1,094	8,004	2,096	2,365	21,874
顧客との契約から生じる収益	209,279	68,297	1,094	23,283	26,814	2,365	331,135
その他の収益	8	－	4,219	588	620	－	5,436
外部顧客への売上高	209,287	68,297	5,313	23,871	27,434	2,365	336,571

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	42円55銭	81円56銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	12,770	24,152
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	12,770	24,152
普通株式の期中平均株式数（千株）	300,104	296,154

(注) １　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２　役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が所有する当社株式を、１株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（前中間連結会計期間2,822,972株、当中間連結会計期間3,536,786株）。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しました。

本自己株式取得によって取得する全株式は消却を予定しております。

１　自己株式の取得を行う理由

当社は、株主還元政策を重要な経営課題の一つと考えており、「中期経営計画2027」において、「DOE3.5%以上、ただし、総還元性向70%程度」を株主還元方針としております。上記方針に基づき、株主の皆様への一層の利益還元と資本効率の向上を図ることを目的に、下記のとおり自己株式を取得する予定です。

２　取得に係る事項の内容

（１）取得対象株式の種類　　当社普通株式
（２）取得し得る株式の総数　　8,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.7%）
（３）株式の取得価額の総額　　10,000,000,000円（上限）
（４）取得期間　　2026年11月16日～2027年２月28日
（５）取得方法　　東京証券取引所における市場買付

２ 【その他】

第104期（2026年４月１日から2027年３月31日まで）中間配当について、2026年11月13日開催の取締役会において、2026年９月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

① 配当金の総額　8,993百万円

② １株当たりの金額　30円00銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日　2026年12月９日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

戸田建設株式会社
　取締役会　御中

ふじみ監査法人
　東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森永　剛史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	川名　信也

監査人の結論

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている戸田建設株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

　当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2　XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。